

第 5 回植物検疫に関する研究会の議事概要

1 . 日時 : 平成 1 6 年 3 月 1 9 日 (金) 10:00 ~ 11:15

2 . 場所 : 農林水産省第一特別会議室

3 . 出席者 : (委員 13 名中 9 名出席)

委員 : 岸 國平 (元東京都立立川短期大学長)

北村 大 (北村法律事務所)

新保 二郎 ((株) イトーヨーカ堂食品海外担当総括マネージャー)

中筋 房夫 (岡山大学農学部教授 応用動物昆虫学会会長)

中村 靖彦 (明治大学農学部客員教授 食品安全委員会委員)

中村 祐三 (全国農業協同組合中央会常務理事)

夏秋 啓子 (東京農業大学大学院教授)

保坂 佳生 (国際埠頭株式会社専務取締役)

本山 直樹 (千葉大学園芸学部教授 農業資材審議会農薬分科会会長)

事務局 : 齊藤 登 大臣官房参事官 (消費・安全局担当)

福田 豊治 消費・安全局植物防疫課長

大村 克己 " 検疫対策室長

奥富 一夫 横浜植物防疫所長

4 . 議事概要

(1) 最近の植物検疫を巡る状況報告

植物防疫法の一部改正について

事務局側から資料 1 - 1、1 - 2 により、今国会に提出している植物防疫法の一部改正について説明。

改正は、国の「三位一体の改革」の一環として、病虫害防除所の職員に要する経費等として国から都道府県に交付する交付金の一部の一般財源化に伴うもので、植物検疫の業務に直接関係するものではない旨説明 (現在、今国会で審議中)。

平成 1 6 年度植物防疫課関連予算について

平成 1 6 年度植物防疫課関連予算について、資料 2 「平成 1 6 年度予算概算決定の概要」に沿って説明。

りんご火傷病の植物検疫措置について

事務局側から資料 3 - 1、3 - 2、3 - 3 により、りんご火傷病の植物検疫措置に関する W T O 上級委員会報告の採択、W T O 勧告の実施及び第 1 回日米技術協議について説明。

昨年 1 2 月 1 0 日、W T O 紛争解決機関から、米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置を S P S 協定に整合させるよう勧告がなされたことから、日米両国で協議し、本年 6 月 3 0 日までに勧告を実施できるよう、新たな検疫措置について米国と技術的協議を行っていることを説明。

(2) 各項目に関する委員からの質問・意見の概要

植物防疫法の一部改正について

- ・ 都道府県によっては、病虫害防除所を設置せずに植物防疫事業を行うということがあるのか。(病虫害防除所は植物防疫法で都道府県に必置とされている旨事務局から説明)
- ・ 病虫害防除所等の職員 5 9 1 人に対する交付金が 5 . 7 億円 (1 人当たり 1 0 0 万円程度) とは少ないのではないかと (国からの交付金は、これらの職員の経費の一部だけを賄っている旨事務局から説明)。

マイナー作物に対する農薬登録等植物防疫課関係予算について

- ・ 平成 1 6 年度植物防疫課関係予算に計上されているマイナー作物関連予算について、数多くのマイナー作物用の農薬登録支援のための費用としては少ないのではないかと。米国のように、マイナー作物用の農薬登録の拡大が生産者のみならず消費者にも裨益するという観点から、国としてマイナー作物対策の支援を積極的に推進してほしい。
- ・ (農作物の見栄えのみのための農薬使用低減の取組 (シンポジウム開催等) の予算に関連して) 消費者と生産者双方を招き先日開催した農薬に関するシンポジウムで、消費者は農薬を使わない農業を行うように主張する一方、生産者は農薬の必要性を主張しており、生産者と消費者の溝は深いと感じた。消費者は、農薬がわずかでも残留すること自体を問題としているが、国として、適正に農薬を使用すれば、安全であることをもっと消費者に訴えるべきである。
- ・ 予算で果樹苗木検疫の強化等をうたっているが、海外産種苗類の残留農薬は植物検疫の対象ではない。農薬取締法の改正で、今般種苗類への農薬使用に関する規制が強化されたが、海外産種苗類にはこの規制が適用されず、国産種苗類のみがこの規制で不利にならないようにすべき。

りんご火傷病の植物検疫措置に関するWTO紛争等について

- ・ 火傷病に関するWTOパネルの勧告は、科学的根拠に従って判断されたのか。
- ・ 科学的根拠については様々な考え方があるが、現在の知見に基づいてパネルが判断したということで、日本はWTOの紛争解決手続に従うということ。
- ・ 日本の考え方（「病害虫の伝搬の危険性がないということを輸出国が証明すべき」と、WTOパネルの考え方（「病害虫の伝搬の危険性がないことについて、ある程度科学的に証明した後は、危険性があることの証明責任は輸入国に移る。」）に違いがある。今後日本はこのような紛争の場で証拠として通用する権威ある国際的な科学文献（英語）を積極的に発表すべき。

その他

- ・ ペットとして輸入される昆虫類の規制について、外来種の規制法案が国会で審議されていると聞くがどうなっているか。また、規制対象には導入天敵も入ると聞くがその扱いはどうなるのか。

環境省が中心になって外来種規制法案を国会に提出したところであること、規制対象は政令で定めることとなっており、また、農林水産大臣も規制対象の指定に主務大臣として関与すること、導入天敵も論理上は規制対象となり得るが、利用上有益で生態系等への被害がなければ導入天敵は使えると考えていることを事務局から説明。

（３）米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置に関する分科会について

座長が、米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置に関する日米技術協議に当たっての技術的検討のため、本研究会の下に「米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置に関する分科会」（構成員案：資料４）を置くことを委員に提案し、了承された。

その際、委員から、植物防疫所からは分科会に参加しないのか質問があり、事務局より、分科会は外部の専門家の意見を聴くためのものである旨説明し、了解を得た。

（４）今後のスケジュールについて

第６回研究会を本年４月から５月を目途に調整する。

第６回研究会では、研究会の取りまとめを行いたいと考えている。

（以上）